

## 日本航空株式会社にかかる株式の売却について

2012年8月3日  
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、企業再生支援委員会の決定を経て、下記の対象事業者にかかる株式の売却を行うこととしました。

1. 対象事業者の氏名又は名称  
日本航空株式会社

（注）株式会社日本航空インターナショナルは、支援決定時の株式会社日本航空及び株式会社ジャルキャピタルと2010年12月に合併。存続会社である株式会社日本航空インターナショナルは、2011年4月に商号を日本航空株式会社に変更。

2. 経緯

対象事業者につきましては、2010年1月19日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号、その後の改正も含む。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い、同年3月26日に法第28条第1項に規定する買取決定、同年8月31日に法第31条第1項に規定する出資決定を行い、同年12月更生計画に沿って出資しました。

事業再生の進捗状況を勘案しながら、再生支援の完了方法を検討して参りましたが、その方途のひとつとしての再上場に関し、本日対象事業者に対し東京証券取引所から上場承認を頂戴いたしました。本年9月19日に予定されている対象事業者の株式公開時に、機構保有全株式を売却し、以って支援の終了を予定致します。

3. 出資額等

機構は、対象事業者に対して、3,500億円の出資により、普通株式175,000,000株を取得し、全議決権を保有していました。その後、対象事業者における追加増資の実施により、機構は、現在、議決権の96.5%にあたる株式を保有しており、この機構保有株式の全てを売却する予定です。

#### 4. 主務大臣の意見

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣： 意見なし

以上

ご注意： この文書は、予定されている株式会社企業再生支援機構による日本航空株式会社にかかる株式の譲渡に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず日本航空株式会社が作成する「株式売出届出目論見書」をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。日本航空株式会社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は日本航空株式会社又は機構より入手することができます。同文書には日本航空株式会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに日本航空株式会社の財務諸表が記載されます。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。